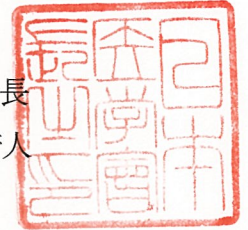


医学会発第 11 号  
2022 年 4 月 25 日

日本医学会分科会  
理事長・会長 殿

日本医学会長  
門田 守人



「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」

及び「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の一部改正について(周知依頼)

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和 4 年 3 月 31 日付にて、厚生労働省子ども家庭局長より、別添の通り、「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」及び「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針」の一部改正について周知依頼がありましたので、貴学会の会員各位に周知の程よろしく願います。

関連 URL は下記の通りです。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>

なお、詳細は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課【電話:03-3595-2544】にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会事務局 高橋  
Tel 03-3946-2121(内 4260)  
Fax 03-3942-6517  
[htakahas@po.med.or.jp](mailto:htakahas@po.med.or.jp)